

令和6年度 学び支援課事業報告

基本目標 1 地域の生涯学習活動を推進し、次代を担う人材が育つ環境を整えます

1. 学習機会の充実と発信

1. 市民企画講座

地域の人材を発掘するため市民の提案による企画を取り入れることで、多様な学び場を提供し、市民が主体となった市民相互の学びの循環、市民同士の交流を促進し、地域の活性化につながる講座を実施しました。

- ・ 10期：提案数 14 講座うち 13 講座採用、11 講座開催
- ・ 11期：提案数 13 講座うち 8 講座採用、6 講座開催

		講座名	回数	受講者数
10期	1	お庭を華やかに「ギャザリング」寄せ植え講座	3回	10名
	2	徳川家康の実態について迫る	5回	23名
	3	キャッシュフロー表と資産運用の形成・運用を学ぼう	5回	9名
	4	高齢者向けスマホ教室	5回	10名
	5	練り切りを作ろう 和菓子を楽しもう	3回	16名
	6	つたわる日本語ワークショップ	3回	7名
	7	現代社会を読み解く経済を学ぼう	5回	15名
	8	相続対策と遺言書・終活プランを作る方法	5回	27名
	9	ジェンダーで読む英米文学と映画	5回	13名
	10	実家の相続で後悔しない秘訣を学ぶ	3回	14名
11期	11	和太鼓と篠笛で合奏しよう（初心者歓迎）	3回	12名
	12	レーシングライダーが教える安全で上手なオートバイの乗り方講座	3回	13名
	13	公的統計を活用し、内外経済の今を理解しよう	5回	9名
	14	タイの伝統工芸カービングを学ぼう	5回	10名
	15	男女で大人気！美×健康	5回	12名
	16	クラシック発声でイタリア語の歌を歌おう	5回	23名
	17	親子ふれあい発達遊び	3回	5組

2. 子ども企画・運営事業

子どもの主体性や協調性、社会性などの自己形成を助け、自己肯定感を高めるとともに、自身の様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していくことができるようなキャリア教育の推進を図る事業を実施しました。

◎子どもだけのまち事業

子どもたちで組織する実行委員会で、まちをつくるために必要な、まちの名前や通貨、まちのルール、どんなお店を置くのか等決め、子どものみ住人となれるまちをつくりあげる。

令和6年度は市長のほかに、どのようなまちにするかを考える「課」を導入しまちづくりをしている。

本番では参加した子どもたちとともに、「子どもだけのまち」の住人として、働く、買い物をする等の社会体験をする。※大人は入場不可。

子ども実行委員会：55名（小学5年生～中学3年生）

9月～3月 全8回開催

子どもだけのまち本番

開催日：3月22日（土）、23日（日）

対象：小学1年生～中学3年生

開催場所：市民会館

◎にっしんＥＳＤ講座

○自分の夢のある木を作ろう！

段ボールやペットボトルなどを使用して木を作り、最後に参加者全員の木を集め1つの森を作成。個性を大切に楽しく作品制作をした。

開催日：2月9日（日）

対象：小学1年生～中学3年生（小学年生以下は保護者同伴）

参加者数：7名

開催場所：市民会館3階工芸室

○思い出のTシャツでカワイイぬいぐるみを作ろう！

成長して着られなくなったTシャツに羊毛や服地、ボタンなどを使用してぬいぐるみヘリメイクした。

開催日：2月23日、3月9日（日）

対象：小学1年生～中学3年生（小学年生以下は保護者同伴）

参加者数：13名

開催場所：市民会館3階工芸室

3. 大学連携講座

市内外の連携協力協定を締結している大学との連携事業です。各大学の専門性を活かした生涯学習の機会を創出しました。

時期	連携大学	講座名	回数	受講者数
春夏	中部大学	昭和期日本のサラリーマン論	3回	10名
	栃山女学園大学	人生100年時代を生きる ～健康の保持増進とQOLの向上を目指して～	3回	12名
	名古屋外国語大学	はじめての宗教学 一人はなぜ聖地へ向かうのか？－	5回	32名
	愛知県立芸術大学	芸術との出会い～ウインドオーケストラの世界へようこそ～ ①知れば知るほどおもしろい！ティンパニの“本性”に迫る	1回	24名
		芸術との出会い～ウインドオーケストラの世界へようこそ～ ②プロ奏者の目線でウインドオーケストラを体感！	1回	42名
秋	中部大学	哲学者たちの都市：古代ギリシア思想と市民社会	3回	21名
	栃山女学園大学	地球世界を移動して生きた人々	2回	13名
	名古屋商科大学	はじめよう！日本語力アップトレーニング！	3回	17名
	名古屋学芸大学	座ってできる運動で、毎日体力アップ！	1回	13名
		子どもの話しを聞くスキル －司法面接ミニ実習を通して聞き方のコツを考える－	1回	20名
		メリーゴーラウンドの魅力とテンペラ技法の体験	1回	13名
		虐待を受けた子どもの実態と発達障害との関係 －被虐虐待児童のつらさと生き方：その後の不自由－	1回	18名
		認知症になつても安心して暮らせる“まちづくり”	1回	8名

	愛知県立芸術大学	デザインを学び、環境にやさしい作品をつくろう！ —循環型社会の体験—	1回	7名
		芸術との出会い～ウインドオーケストラの世界へようこそ～ ③キラキラ金管楽器ってどんな音？	1回	21名
冬	中部大学	シルクロードの守り神「飛天」と音楽	2回	15名
	名城大学	身近に迫る地盤災害	3回	9名
	愛知淑徳大学	タイの魅力探訪：歴史と文化の旅	2回	23名
	愛知学院大学	光源氏の〈こころ〉の〈かたち〉 —源氏物語と絵巻の世界—	1回	22名
	名古屋学芸大学	食の安全・安心を考えましょう —食品添加物と健康食品について—	1回	8名
	名古屋学芸大学	アパレル（ファッショ）デザイナーのお仕事	1回	6名
		モノ！コト！カンジョウ！のデザイン	1回	8名
		視覚イメージと所有：手の中に収まるモノの魅力	1回	5名
		身体と心を支える音・音楽 —音楽療法の概説に、演奏を添えて—	1回	19名
		妊娠・出産・育児のまめ知識と体験サロン	1回	6名
		かんたん「イスヨガ」で心も体も健やかに！	1回	※
		「自己物語」の再形成による自己の回復	1回	※
	愛知県立芸術大学	芸術とともに親しむイタリア詩の世界 —騎士・荒武者・魔女・姫・悪魔たちの物語 「解放されたエルサレム」を中心に—	1回	35名

※開催前のため参加者数未記載。

4. 市民教室

幅広い世代の人を対象に、新たなチャレンジのきっかけづくりと様々な種類の生涯学習の機会の創出のため実施しました。

No.	教室名	回数	受講者数
1	はがき絵	11回	44名
2	お茶の間ピアノ 名曲を聴こう（※）	12回	36名
3	ナイター英会話（初級）（2期制）	第1期：10回 第2期：12回	第1期：36名 第2期：35名
4	俳句に親しむ	10回	25名
5	書道	10回	29名
6	心と体が元気になる！アロマテラピー	11回	30名
7	水彩（基本技法を学ぶ）	11回	24名
8	心に残る名歌を楽しく！（※）	10回	99名
9	お菓子作りを楽しむ フランス菓子	11回	30名
10	心がおどるフレンチを	11回	30名

11	こどものパンとお菓子の教室（3期制）	各3回	24名
12	こども茶道教室	10回	20名
13	腸ハピネス！～腸の快適マスタークラス～	5回	30名
14	楽しいきょうのごはん	10回	23名
15	楽しい子ども絵画工作教室	12回	24名

(※) : 単発受講可

5. シルバースクール

おおむね60歳以上の方を対象として、学びや、仲間づくりを支援する事業を行いました。規則正しい生活のリズムを得ること、参加者同士の「交流の場」の機会の創出、日々をいきいきと過ごせる学びを提供しました。

ひだまり学級（西小学校 放課後子ども教室実施棟） 参加者数：10名

わかたけ学級（竹の山小学校 コンピューター室） 参加者数：16名

なごみ学級（梨の木小学校 ランチルーム） 参加者数：27名

実施月	内容		
	ひだまり学級	わかたけ学級	なごみ学級
5月	(合同) 入学式・オリエンテーション		
6月	社会：日進市の歴史や文化財	理科：日進市の自然や生き物	
7月	理科：日進市の自然や生き物	情報：初心者向けスマホ講座	
8月	(合同) レクリエーション大会		
9月	情報：初心者向けスマホ講座	地理：寄付から学ぶ国際理解	
10月	地理：寄付から学ぶ国際理解	社会：日進市の歴史や文化財	生活：防災講話 南海トラフ巨大地震への備え
11月	社会見学：文化財バスツアー	社会：日進市の歴史や文化財	
12月	生活：防災講話 南海トラフ 巨大地震への備え	社会見学：文化財バスツアー	
1月	美術：筆ペンで美文字	美術：新聞ちぎり絵	美術：筆ペンで美文字
2月	(合同) 音楽：童謡・唱歌をみんなで歌いましょう・修了式		

6. 陶芸教室事業

ふれあい工房を活用して、陶芸文化に接する機会の提供と情報発信のため、毎月の陶芸教室と夏休み親子＆子ども陶芸教室を実施しました。

◎にっしん陶芸教室

4月～3月：毎月A教室・B教室の2教室を開催

参加者数（4月～12月延べ人数） A・B教室：467名

◎こども陶芸教室

3期制 各3回

対象：小学1年生～中学3年生

参加者数：第1期10名、第2期8名

◎夏休み親子＆こども陶芸教室

開催日：8月2日（金）・8月3日（土）・8月4日（日）

午前の部 対象：小学1年生～3年生とその保護者

午後の部 対象：小学3年生～6年生

参加者数：延べ113名

7. 生涯学習情報誌PLANの発行

生涯学習に関する情報の提供のため、年3回、全戸に生涯学習情報誌「PLAN」を配布しました。

発行月 4月：春夏号 9月：秋号 12月：冬号

※表紙は名古屋学芸大学メディア造形学部デザイン学科の学生がデザイン

8. 小中学生向け生涯学習イベントガイドチラシの発行

小中学生向けの生涯学習に関する情報の提供のため生涯学習イベントチラシを随時発行し、市内小中学校にて配布しました。

夏休み号：概ね夏休み期間に開催する子ども大学にっしんなど

他課の事業も含め18事業を掲載

冬号：12月～3月に開催する家庭教育講座など

他課の事業も含め5事業を掲載

9. 青少年健全育成事業

青少年の健全育成を図り、キャリア教育の推進につながる講座を開催します。

◎映像の魔法でちょっと先のミライやセカイを表現してみよう

映像でしかできない表現方法や撮影や編集について学びながら、参加者同士で意見やアイデアを共有しながら映像を協力してつくりあげることで、協調性や自主性を育み、自己表現の可能性などキャリア形成となる講座を開催する。

開催日：3月8日（土）

対象：小学4年生～中学3年生

定員：16名

開催場所：帽山女学園大学

10. 少年少女発明クラブ事業

普段では経験できないものづくり体験に触れ合うことで、化学的・工業的分野に興味を持ち、地域の産業を支えるような人材を育成する事業を実施しました。

◎日進市少年少女発明クラブ

各クラス年間6回開催し、電気・力学・化学などを学びながら実験やものづくりを実施した。

補助金額：350,000円

対象：4年生 3クラス 各20名

5年生 2クラス 各20名

6年生 1クラス 20名

参加者数：4年生58名、5年生38名、6年生20名の合計116名

◎プログラミング教室

中部大学第一高等学校の協力により日進市少年少女発明クラブ員を対象にプログラミング教室を実施した。

開催日：8月22日（木）午前の部・午後の部

参加者数：ビギナーコース（体験コース）午前の部10名・午後の部9名

ベーシックコース（基本コース）午前の部15名・午後の部14名

開催場所：中部大学第一高等学校

◎にっしん少年少女創意くふう展

子どもたちの個性や才能を伸ばし、発明工夫や創造性を啓発するため、市内の小学生による、夢やアイデアあふれる作品を募集し作品を展示した。作品作成にかかるアイデア構想や製作のサポートも併せて実施した。

開催日：9月7日（土）～9月27日（金）

募集対象：小学1年生～中学3年生

出品数：19点（21名）

展示場所：市民会館ライトコート

◎あいち少年少女創意くふう展

「にっしん少年少女創意くふう展」で優秀と認められた7作品を出品。1作品が受賞した。

振興賞：南小学校5年 熊谷 悠希、日進中学校1年 熊谷 咲希 「カラダマモルくん」

※転んだ時に水筒が腹部に当たってケガしないように水筒カバーにベルトをつけ、太ももに固定できるようにした作品

◎全日本学生児童発明くふう展

「あいち少年少女創意くふう展」の振興賞受賞作品を出品。入賞となった。

11. 子ども大学

市内外の連携協力協定を締結している大学との連携事業。主に小学生を対象として、各大学のキャンパスを活用し、専門性を活かした生涯学習の機会を創出しました。

対象：小学4年生～6年生

連携大学	講座名	回数	受講者数
愛知淑徳大学	3DCGアニメーションを作ろう（午前・午後）	各1回	午前：15名 午後：15名
名古屋外国語大学	楽しみながらフランス語を学びましょう！	1回	10名
愛知工業大学	ジョンソンの立体を作ろう	1回	24名
名城大学	未来のロボットエンジニアは君だ！ 自分で作ったロボットを動かそう！	1回	15名

12. 家庭教育講座

親子や世代間の絆を深めることを目的とした親子参加型や多世代交流型の講座を開催しました。

◎エネルギーについて考え、みんなで発電してみよう（中部大学連携）

ディーゼル発電機で電気エネルギーを作り、エネルギーの大切さについて親子で考えるきっかけとした。

開催日：7月29日（月）

対象：小学3年生～6年生とその保護者

参加者数：15組

開催場所：中部大学

◎親子で楽しむ新聞ちぎり絵

読み終わった新聞を使って、親子で色鮮やかなちぎり絵作品を作成した。

開催日：12月26日（木）

対象：小学1年生～中学3年生とその保護者

参加者数：12組

開催場所：市民会館2階会議室

◎親子で学ぶ！こどものお金講座～お金ってなあに～

お金のため方・使い方、信用金庫の役割などを親子で学んだ。

開催日：2月1日（土）

対象：小学1年生～4年生とその保護者

参加者数：15組

開催場所：市民会館2階会議室

2. 生涯学習に関わる人材の育成・活用

13.「まちかどネットワーク」の整備

「何か学んでみたい」人と「特技や知識を活かしたい」人の思いを結ぶための生涯学習人材情報制度「まちかどネットワーク」の整備を継続しました。

登録者数：167名

14. 社会教育活動団体補助事業

社会教育活動団体の活動の活性化を図るため、情報提供や財政的支援を行いました。

補助団体　日進市地域女性団体連絡協議会、日進ボーイスカウト協議会、日進市少年少女発明クラブ
日進市小中学校PTA連絡協議会、日進市文化協会

3. 文化施設の有効活用

15. 指定管理者の自主事業

文化施設（市民会館、生涯学習プラザ、ふれあい工房）の指定管理者において、一般利用の少ない時間帯に施設を活用した生涯学習講座を実施しました。

16. 大学等施設の有効活用

市内大学等と連携し、大学等の施設を活用して事業を実施しました。

◎子ども大学にっしん

市内外の4大学で大学の施設を活用し、専門性を活かした講座を実施。

対象：小学4年生～6年生

◎家庭教育講座

大学の施設を活用し、親子で環境について考える講座を実施。

対象：小学3年生～6年生の親子

◎青少年健全育成講座

大学の施設を活用し、映像表現について学ぶとともに撮影や編集についても体験した。

対象：小学4年生～6年生

◎プログラミング教室

中部大学第一高等学校の施設を使用し、日進市少年少女発明クラブ員を対象にしたプログラミング教室を実施した。

ビギナーコース（体験コース）・ベーシックコース（基本コース）の2コースを実施。

4. 地域資源の活用による社会参画推進と子どもの育成

17. 地域学校協働活動

地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動を通して、子どもの社会貢献意識、地域への愛着、コミュニケーション力及び学力の向上をはじめ、地域の課題解決や活性化、教員の負担軽減や地域への理解促進などを図る事業を展開しました。

事業内容

市内4中学校区に地域学校協働本部を設置し、学校の実情に応じて地域全体で学校を支援する仕組みを推進した。また、各本部に地域学校協働活動推進員を配置し、学校と地域や市民団体とのコーディネート業務や事務作業のサポートを行い、学校と地域の協働を進めた。

主な活動

・日進中学校地域学校協働本部

日進中学校：外国籍の生徒の教科書やテストなどへのルビ振りボランティア活動

南小学校：花植えなどの花ボランティア、本の整理やおすすめの本の紹介などの図書ボランティア活動

北小学校：地域の方による茶道クラブの講師、家庭科のミシン作業補助のボランティア活動

・日進西中学校地域学校協働本部

日進西中学校：学校敷地内の樹木の剪定や花壇ボランティア活動

西小学校：運動会で使用する道具の作成、家庭科のミシン作業補助のボランティア活動

赤池小学校：学校で飼育しているモルモットを週末などに生徒の自宅で世話をする預かりボランティア活動

・日進東中学校地域学校協働本部

日進東中学校：花の植え替えや緑化委員の生徒との合同作業などの花ボランティア活動

東小学校：交通安全、防犯など登下校見守り隊のボランティア活動

相野山小学校：図書室の本の修繕、家庭科のミシン作業補助のボランティア活動

梨の木小学校：読み聞かせや九九のチェックボランティア活動

・日進北中学校地域学校協働活動

日進北中学校：草刈りボランティア活動

香久山小学校：登下校の見守り「ブルーれんじゅあ」活動、家庭科のミシン作業補助ボランティア活動

竹の山小学校：読み聞かせ、校内の花の植替えボランティア活動

18. 家庭教育推進委員会

全小学校区に設置されている家庭教育推進委員会に事業委託をし、ふれあい活動・学習活動・調査活動・広報活動の各事業について、各学区において特色ある事業を実施し、家庭・地域の教育力の向上及び推進、並びに青少年の健全育成を図りました。

◎啓発パンフレットの作成

・家庭教育推進員会合同情報誌「かすい」を作成。

3月号広報と一緒に全戸配布。各学区の活動状況を掲載した。

基本目標2 文化芸術の輪を広げ、歴史の継承と文化財の保護と活用を図ります

1. 身近に文化芸術や音楽に触れる場づくり

1. 大ホール文化事業

市民会館大ホール等を活用して、コンサートや演劇、古典芸能などの文化芸術に接する機会を提供しました。

日程	事業名	参加者数
5月31日	野村萬斎狂言会2024	996名
11月24日	親子で楽しむ0歳からのコンサート&音楽童話劇赤ずきんちゃん	302名
1月5日	劇団四季 ガンバの大冒険	964名
1月26日	島津亜矢コンサート2025	昼の部 963名 夜の部 962名

2. 日進市民美術展覧展・子どもアート展

市民の美術活動の普及と向上を図るため、作品発表および鑑賞の機会となる日進展と子どもの創造活動を促すための子どもアート展を開催しました。

開催日：9月18日（水）～22日（日）

出品数：①日進展 152点・②子どもアート展 318点

来場者数：①日進展 約1,300名・②子どもアート展 約800名

開催場所：市民会館小ホール、展示ホール、大ホールホワイエ

3. まちなかぎゃらりー

市民が活動発表を行う場を提供するとともに、身近な施設で文化芸術に触れられる機会を創出するため、市内施設での作品展示を行いました。

・第1弾 「にっしん LOVE LOVE LOVE」

展示期間：11月20日（水）～12月1日（日）

出品数：37点

展示場所：旧市川家住宅、市民会館、展望塔岩崎城、あいち尾東農業協同組合本店営業店、愛知銀行赤池支店

・第2弾 「春」

展示期間：3月14日（金）～3月23日（日）（開催予定）

展示場所：旧市川家住宅、図書館

4. にっしん文化祭

市の文化芸術振興を図るため、文化協会の加盟団体による作品展示や舞台発表を行います。市民が文化芸術を体験できる機会となるよう、各連盟による体験コーナーも設けました。

文化協会加盟団体：茶華道連盟、芸能連盟、手工芸連盟、水石・盆栽連盟、書道連盟、写真連盟、歌謡連盟
美術連盟、陶芸連盟

開催日：11月16日（土）・17日（日）

開催場所：市民会館

来場者数：3,834名（2日間合計）

5. につしん音結祭

市民が「演奏する」「聴く」「体験する」機会を通して、音楽を身近に感じ心を豊かにすることができるこことや、音楽とのふれあいや交流を通して市民がつながるきっかけになるイベントとして開催しました。来場者参加型のワークショップ、市民会館あちこちでのコンサート、地元に縁のあるゲストアーティストの演奏、市内を拠点とする団体の演奏などを行いました。

開催日：12月18日（水）

開催場所：市民会館

演目：大ホールの部 公募団体10組、ゲスト演奏（菊池ことり）

小ホールの部 公募団体8組、小ホール公募団体による合同演奏

あちこちで楽しむコンサート 大ホール・小ホール出演団体の有志7組による演奏

ワークショップ：カホンを作ってみんなでセッション！、0歳から楽しめるはじめての音あそび

展示：思いの木（花の描かれたカードに思い出や夢、目標を書いて木に貼る）

来場者数：1, 103名

6. 学校音楽アウトリーチ「音のかけはし」

子どもの音楽体験の機会を創出し、子どもの様々な可能性を開花させるきっかけづくりとして実施しました。演奏家と近い距離で生演奏を聴いたり、演奏や会話で演奏家と交流しました。

学校名	実施日	実施場所	対象者
北小学校	10月28日	音楽室	4年生
梨の木小学校	10月29日	音楽室	4年生
相野山小学校	11月12日	音楽室	4・5・6年生
赤池小学校	11月14日	音楽室	4年生
西小学校	12月3日	音楽室	4年生
東小学校	12月5日	音楽室	4年生
竹の山小学校	12月10日	音楽室	4年生
南小学校	12月13日	音楽室	4年生
香久山小学校	12月17日	音楽室	4年生

7. どこでも音楽アウトリーチ

音楽の力を活用し、それぞれの立場に応じた支援や他分野の課題に取り組む場づくりとして、他分野（美術、スポーツ、郷土文化、福祉）とコラボレーションする音楽事業を実施しました。

◎美術展コンサート

日進市民美術展の開催期間中に開催した。

開催日：9月19日（木）

開催場所：市民会館エントランスホール

来場者数：午前60名・午後40名

◎すくすく園へのアウトリーチ

さまざまな経験が少ない子どもたちに新しい音や音楽との出会いの場を創出する。

開催日：3月5日（水）

開催場所：子ども発達支援センター すくすく園

8. 愛知県立芸術大学との連携

令和5年3月27日に連携協定を締結した愛知県立芸術大学と以下の連携事業を実施しました。

◎芸術との出会い～ウインドオーケストラの世界へようこそ～

- ①知れば知るほどおもしろい！ティンパニの“本性”に迫る

開催日：7月13日（土）

開催場所：市民会館小ホール

参加者数：24名

- ②プロ奏者の目線でウインドオーケストラを体感！

開催日：7月31日（水）

開催場所：愛知県立芸術大学 奏楽堂

参加者数：42名

- ③キラキラ金管楽器ってどんな音？

開催日：11月10日（日）

開催場所：市民会館小ホール

参加者数：21名

◎デザインを学び、環境にやさしい作品を作ろう—循環型社会の体験—

開催日：11月30日（土）

開催場所：愛知県立芸術大学デザイン棟

対象：小学4年生～6年生

参加者数：7名

◎芸術とともに親しむイタリア詩の世界

- 騎士・荒武者・魔女・姫・悪魔たちの物語「解放されたエルサレム」を中心に—

開催日：1月25日（土）

開催場所：愛知県立芸術大学 新講義棟大講義室

参加者数：35名

2. 文化芸術を担う人材育成

9. 文化協会の支援

文化普及振興を目指す文化協会の活動の活性化を図るため、補助金を交付しました。文化協会は、加盟する9連盟の事業等により会員同士の交流やスキルアップを行いました。

10. 夏休み子ども書道教室・絵画教室

文化協会の書道連盟および美術連盟の会員を講師に迎え、小学生を対象に書道・絵画に親しみ想像力や表現力を育むことを目的に開催しました。

- ①書道教室 開催日：7月26日（金）

開催場所：市民会館2階会議室

受講者数：26名

- ②絵画教室 開催日：8月7日（水）

開催場所：市民会館 展示ホール

受講者数：49名

11. にっしんヤングフェスタ

様々なジャンルの文化活動に取り組む若者たちの活動支援として、発表の機会となるにっしんヤングフェスタを実施しました。参加団体による実行委員会が運営し、団体同士が交流することで、市民同士のつながりや文化活動に対する幅広い意識向上を促し、出演団体による体験会も実施しました。

また、市制30周年記念特別企画として、日進市出身の元宝塚歌劇団「星組」の彩葉玲央さんによるプレイベントやステージ&トークショーを開催しました。

開催日：8月4日（日）

開催場所：日進市民会館 大ホール

出演団体数：14団体 457名

来場者数：約2,000名

①プレイベント「彩葉玲央の舞台表現ワークショップ」

なじみのある曲が舞台ではどのように表現できるのか学ぶ体験会を開催

開催日：7月27日（土）

対象：小学4年生以上25歳以下

開催場所：市民会館 小ホール

参加者数：9名

②彩葉玲央 ステージ&トークショー

参加者数：約150名

③やってみよう体験会

・チアダンス 参加者数：14名

・鳴子踊り 参加者数：5名

・クラシックバレエ 参加者数：11名

・テーマパークダンス 参加者数：第1部14名、第2部7名

12. にっしん管打楽器ジュニアアカデミー

子どもが音楽活動を通して継続的に成長できる環境づくりとして、小学4年生から高校3年生を対象に金管・木管・打楽器の連続講座を実施しました。

実施内容：ビギナークラス 楽器ごとに分かれて基礎から指導

バンドクラス 発表を目標に合奏練習を行う

①第1期 ビギナークラス 実施期間：5月12日～7月28日の期間に8回 受講者数：37名

バンドクラス 実施期間：5月12日～7月28日の期間に8回 受講者数：26名

②第2期 ビギナークラス 実施期間：9月1日～12月1日の期間に8回 受講者数：37名

バンドクラス 実施期間：9月22日～12月8日の期間に9回 受講者数：26名

③第3期 ビギナークラス 実施期間：1月26日～3月16日の期間に8回 受講者数：26名

バンドクラス 実施期間：1月26日～3月16日の期間に8回 受講者数：33名

3. 歴史・伝統芸能の保護と継承

13. 旧市川家住宅の保存と活用

国登録有形文化財である旧市川家住宅の保存と季節の飾り展示、昔の暮らし体験講座等、古民家を活用した事業を実施しました。また事業の一部を旧市川家活用協力会と連携して実施しました。

事業名等	実施日	参加者数
節句展示「端午の節句」	4月20日～5月12日	478名
藍染体験ワークショップ	6月22日	10名

年中行事「七夕」	6月28日～7月7日	252名
季節催事「日本の色と柄」	6月28～8月12日	430名
昔の暮らし展示「夏の生活道具」	8月1日～25日	158名
市制30周年特別展 旧市川家住宅ミニパネル展	8月10日～10月6日	618名
吊るし雛作り講座	9月12日、10月10日 11月14日、12月12日	16名
年中行事「お月見」	9月13日～18日	171名
昔の暮らし体験 お月見どろぼう＆旧市川家で遊ぼう	9月14日	67名
昔の暮らし展示「漁労具」	10月19日～11月10日	184名
旧市川家住宅ミニ菊花展	11月2日～17日	151名
昔の暮らし展示「ハレの日」	12月14日～1月13日	261名
年中行事「お正月」	12月21日～1月14日	227名
季節催事「ハレの日に写真を撮ろう」	1月11日～13日	12名
昔の暮らし体験「おひまち」	1月19日	25名
節句展示「おひなさま」	2月1日～3月9日	※
くどでご飯を炊こう	3月16日	※
昔の暮らし展示「春の生活展示～学びと集い～」	3月22日～4月6日	※

※開催前・開催中のため参加者数未記載

14. 岩崎城歴史記念館等の管理・活用

歴史に関する講座や展示を行い、日進の歴史を学習する機会を市民に提供しました。

事業名等	実施日	参加者数
菊作り講習会	5月25日	27名
第1回歴史講座 「もっと知ろう！日進の文化財」	6月22日	27名
菊作り講習会	7月6日	13名
第2回歴史講座 「岩崎城攻めの先鋒を務めた伊木忠次とその一族」	7月15日	37名
市制30周年特別展「にっしんの発展と文化財」	8月10日～10月6日	3119名
菊作り講習会	8月10日	10名
菊作り講習会	9月7日	12名
第3回歴史講座 「東郷行進歌で知る東郷の歴史」	10月20日	26名
第38回日進市菊花大会	11月2日～17日	2541名
第4回歴史講座 「長久手合戦と勝川具足」	11月23日	31名
企画展「にっしんと観光～名所へご案内します～」	12月7日～1月13日	1665名
第5回歴史講座 「にっしんと観光」	1月13日	29名
特別展「おひなさま」	1月25日～3月16日	※

※開催中のため参加者数未記載

15. 盆踊り講習会

文化協会の協力のもと、地域の伝承文化である盆踊りの振興を図りながら地域の文化力を向上させることを目的に開催しました。

開催日：6月8日（土）

開催場所：スポーツセンター第2競技場

参加者数：約200名

16. ひなまつり4館スタンプラリー

旧市川家住宅と岩崎城歴史記念館でのひなまつり展示期間中に合わせ、ひなまつりスタンプラリーを実施しています。

開催期間：2月1日（土）～3月9日（日）

開催場所：旧市川家住宅、岩崎城歴史記念館、図書館、市民会館

17. 民俗芸能連合会の支援

郷土芸能の保護醸成を行う民俗芸能連合会の活動の活性化を図るため、補助金を交付しました。民俗芸能連合会は、加盟する10保存会の活動助成をはじめ、民俗芸能発表会や研修会を行いました。

4. 有形・無形文化財の保護と活用

18. 有形・無形文化財の指定および保護・活用

地域の歴史を後世に伝える上で、欠かすことができない文化財について、市の指定文化財として指定し、保護管理をしました。また活用のため、市指定文化財の香久山古窯の公開期間を設けました。

◎市指定文化財補助事業補助

指定文化財の保護管理を行うため、市指定文化財補助事業補助を行う。

◎香久山古窯の公開

市指定文化財の香久山古窯の活用を図るため、期間限定で公開し、公開期間中には文化財スタンプラリーおよび愛知県陶磁美術館学芸員による古窯講座を実施した。

公開期間：4月7日・14日・21日・27日～5月6日

11月～12月の毎週日曜日（12月29日除く）

来場者数：95名

講座「香久山古窯から学ぶやきもののルーツ」

開催日：4月21日（日）

参加者：11名

◎みよし・日進のお城めぐりバスツアー～丹羽氏の軌跡を辿る～

日進市及びみよし市にある丹羽氏にゆかりのあるお城をバスで巡り、学芸員の説明により歴史を学ぶ巡るガイドツアーを実施した。

開催日：12月6日（金）

参加者数：19名（内訳：日進市9名、みよし市10名）

基本目標3 健康で豊かに暮らすため、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します

1. 健康づくりと生涯スポーツの普及・振興

多くの市民がスポーツをするきっかけになるように、スポーツ協会、レクリエーション協会、にっしんスポーツクラブ、スポーツ推進協議会、スポーツ推進委員との連携、協力を図りながら様々なスポーツイベントを開催しました。

1. こども広場(スポーツ体験会)

令和3年度から毎月第2金曜日に開催しています。小学生6年生までを対象に、毎月約100人が様々なスポーツを体験しました。

開催場所：スポーツセンター

- ・第1競技場 ドッジボール、バドミントン、トランポリン
- ・第2競技場 地域企業や大学、スポーツ団体と連携したスポーツ体験会

2. 小学生のためのやってみよう教室

スポーツ推進協議会事業として、市内の小学2～4年生の児童を対象に、部活動終了後の下校時刻に合わせて1時間程度（17：30～18：45）、第1期から第3期（5～2月）にかけてバドミントンやバレーボール、バスケットボールの各基礎が学べる教室を開催し、楽しみながらスポーツに触れるきっかけづくりができました。

3. 日本トップレベル選手が教えるボート教室

株式会社デンソーボート部の日本トップレベル選手の指導の下、みんなで力を合わせて船を動かす一体感を得ることができました。（東郷町と共同開催）

開催日：7月29日（月）～8月9日（金） 全6回

開催場所：愛知池

参加者：小学4年生～中学2年生 6名

4. 日進市総合運動公園フェスティバル

モルック体験会や遊歩道ウォーキング、ピックルボール体験会など遊びながら楽しく体を動かす機会の創出に繋げることができました。

開催日：10月5日（土）

開催場所：日進市総合運動公園

参加者：約200名

5. レクリエーションスポーツまつり

レクリエーション協会の協力のもと、ドッジビーを使った射的やペタンクのボールを使ったカローリングなどレクリエーションスポーツを楽しめるイベントを開催しました。

開催日：11月17日（日）

開催場所：日進市スポーツセンター第1競技場

参加者：2, 134名

6. 第17回愛知県市町村対抗駅伝競走大会（愛知駅伝）

全9区間で襷をつなぎ、結果は市の部20位（38チーム中）、全体で22位（54チーム中）と健闘しました。

開催日：12月7日（土）

開催場所：愛・地球博記念公園

7. 少年少女軟式野球教室

市内で活動している名城大学野球部と小学生を対象とした経験者・未経験者に合わせた技術指導を行いました。名城大学野球部監督、コーチをはじめ、トップアスリート選手の学生から直接指導を受けることができ、貴重な時間を過ごすことができました。

開催日：12月8日（日）

開催場所：名城大学日進総合グラウンド野球場

参加者：158名

8. にっしんスポーツフェスタ

◎スポーツ祭

市民にスポーツの楽しさを知ってもらうきっかけづくりの1つとして開催する。

事業内容

今年度は日本トップレーサー16名によるスポーツドローンレース観戦やドローン体験会をはじめ、eスポーツ体験会や地元で活動しているキッズダンサーなどが出演するステージパフォーマンスを実施した。

また、スポーツ体験会ではコーンホールや的入れ、楽しみながら身体能力UPするレクリエーションゲームを実施し、トレーニング室の無料開放、体組織測定会、フリーマーケットやうまいものいちなど1日中楽しむことができる事業を実施しました。

開催日：11月24日（日）

開催場所：日進市スポーツセンター

◎第8回愛知池駅伝競走大会

小学フリーから一般フリーまでの幅広い年代が8部門に分かれて競技を行った。

開催日：2月16日（日）

開催場所：愛知池周回路

参加者：日進市のチームを中心に98チーム

2. スポーツ団体の活動支援

9. スポーツ協会

幅広い世代に向けてのスポーツ振興・普及のための大会や体験会などの活動支援を行いました。

会員数2,586名

10. レクリエーション協会

レクリエーションスポーツを普及させ健康づくりやコミュニケーションづくりの事業を支援しました。

会員数401名

11. にっしんスポーツクラブ

地域に根ざしたスポーツ教室を開催できるように運営面での支援を行いました。

40教室 会員数951名

指定管理者の監督・指導及び計画的な施設の改修・整備

学び支援課では所管する8施設（市民会館・ふれあい工房、生涯学習プラザ、岩崎城歴史記念館・旧市川家住宅、スポーツセンター、上納池スポーツ公園、総合運動公園）に指定管理者制度を適用しています。

適切な管理運営を実施するため、日頃から指定管理者と密に連携を取って情報交換を行うとともに、随時、現場確認による状況の把握、毎月と四半期ごとの実績報告からヒアリングを実施するなど、監督と指導を行っています。

施設の改修や整備について、主な発注案件は下記のとおりです。また、簡易な修繕等については、指定管理者が日常的な点検を行い不具合箇所に迅速に対応することで、利用に支障が生じないよう適切な施設管理に努めています。

《主な発注案件》

◎市民会館

市民会館大ホール／トイレ改修設計業務	1, 705, 000円
市民会館大ホール／天井等改修工事	218, 790, 000円
R6 (1割)	21, 879, 000円
R7 (9割)	196, 911, 000円
市民会館大ホール／天井等改修監理業務	10, 560, 000円
R6 (1割)	1, 056, 000円
R7 (9割)	9, 504, 000円
市民会館大ホール外／空調設備更新工事	314, 124, 800円

◎スポーツセンター

スポーツセンターエントランス外／天井改修工事	79, 553, 320円
R6 (4割)	31, 821, 328円
R7 (6割)	47, 731, 992円
スポーツセンターエントランス外／天井改修監理業務	6, 050, 000円
R6 (4割)	2, 420, 000円
R7 (6割)	3, 630, 000円

◎総合運動公園

総合運動公園／第2、第3キュービクル更新設計業務	1, 881, 000円
--------------------------	--------------

令和6年度 図書館事業報告

1. 資料管理状況

(1) 図書資料（令和6年12月31日現在）

分類	一般図書	児童図書	合計	令和5年度末
0類. 総記	6,346 冊	1,305 冊	7,651 冊	8,875 冊
1類. 哲学	10,116 冊	739 冊	10,855 冊	11,554 冊
2類. 歴史	18,498 冊	4,968 冊	23,466 冊	27,760 冊
3類. 社会	36,598 冊	4,534 冊	41,132 冊	44,475 冊
4類. 自然	18,595 冊	7,955 冊	26,550 冊	26,651 冊
5類. 工学	28,903 冊	3,504 冊	32,407 冊	33,274 冊
6類. 産業	9,979 冊	2,373 冊	12,352 冊	14,263 冊
7類. 芸術	29,402 冊	4,296 冊	33,698 冊	33,385 冊
8類. 語学	4,918 冊	1,271 冊	6,189 冊	6,146 冊
9類. 文学	68,343 冊	29,619 冊	97,962 冊	100,417 冊
A. 郷土	7,533 冊	59 冊	7,592 冊	7,509 冊
B. 文庫	11,978 冊		11,978 冊	12,429 冊
E. 絵本		30,763 冊	30,763 冊	32,744 冊
G. 学校配本		2,201 冊	2,201 冊	2,504 冊
L. 大活字	1,923 冊	6 冊	1,929 冊	1,875 冊
M. おはなし会	35 冊	44 冊	79 冊	72 冊
O. 大型本	1,665 冊	582 冊	2,247 冊	2,234 冊
P. 点字図書	92 冊	71 冊	163 冊	167 冊
R. 参考	7,817 冊	304 冊	8,121 冊	9,249 冊
S. 新書	11,463 冊	160 冊	11,623 冊	11,551 冊
T. ティーンズ	3,244 冊	2,916 冊	6,160 冊	5,979 冊
Y. 洋書	2,163 冊	1,892 冊	4,055 冊	4,035 冊
合計	279,611 冊	99,562 冊	379,173 冊	397,148 冊

(2) 図書以外の資料（令和6年12月31日現在）

ア 雑誌・紙芝居・視聴覚資料

資料の種類	点(冊)数	令和5年度末
雑誌（192タイトル）	14,274 冊	14,340 冊
紙芝居	2,269 点	2,246 点
視聴覚資料	C. コンパクトディスク（CD）	4,538 点
	V. DVD	3,780 点
	V. ビデオテープ	742 点
	T. カセットテープ	70 点
視聴覚資料 合計	9,130 点	9,001 点

イ 新聞（19紙）

朝日新聞	日経ヴェリタス
こどもWiークリー	日経MJ新聞
The Japan Times	日経産業新聞
産経新聞	日本経済新聞
週刊読書人	福島民報
全国農業新聞	福島民友新聞
中日新聞	毎日小学生新聞
中日スポーツ	毎日新聞
中部経済新聞	読売新聞
点字毎日	

ウ データベース

情報検索サービス名	提供元
官報情報検索サービス	独立行政法人国立印刷局
朝日新聞クロスサーチ (朝日新聞記事データベース)	朝日新聞社
中日新聞・東京新聞記事検索サービス	中日新聞社
NAXOS MUSIC LIBRARY (ナクソス・ミュージック・ライブラリー)	ナクソス・ジャパン株式会社
日経テレコン21（公立図書館版）	株式会社日本経済新聞デジタルメディア

エ オーディオブック

月	利用件数
4月	46 件
5月	56 件
6月	67 件
7月	39 件
8月	84 件
9月	98 件
10月	67 件
11月	54 件
12月	23 件
1月	一 件
2月	一 件
3月	一 件
計	534 件
R5.12.31	460 件
比較増減	74 件

（3）図書館総点検（特別図書整理）

作業期間：6月4日（火）～6日（木）の3日間

業務内容：蔵書点検、閉架資料の処理、書籍増加に伴う図書の棚移動、保存期限経過雑誌の除籍処理、破損・汚損・不用図書除籍処理、学習席予約システム調整、配本車清掃、学習室机清掃、日常業務

2. 図書館利用状況

(1) 月別登録者数及び貸出利用者の件数（令和6年12月31日現在）

月	月別登録者数 (人)			貸出利用者件数 (件)								
	合計	市内	市外	合計	市 内		市外	宅配	団体			
					一般	児童						
4月	37,551	23,328	14,223	20,385	13,038	2,794	4,523	0	30			
5月	37,908	23,501	14,407	20,533	13,321	2,644	4,532	1	35			
6月	38,291	23,710	14,581	21,567	13,696	2,996	4,845	2	28			
7月	38,831	23,989	14,842	22,936	14,372	3,246	5,265	4	49			
8月	39,397	24,238	15,159	24,487	14,915	3,529	5,979	2	62			
9月	39,779	24,415	15,364	20,861	13,009	2,775	5,004	2	71			
10月	41,243	25,312	15,931	18,402	10,809	2,791	4,716	5	81			
11月	41,548	25,462	16,086	20,342	11,862	3,175	5,224	4	77			
12月	41,575	25,475	16,100	1,202	793	226	168	1	14			
1月	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
2月	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
3月	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
計				170,715	105,815	24,176	40,256	21	447			
R5.12.31				151,306	84,374	23,677	42,838	12	405			
比較増減				19,409	21,441	499	-2,582	9	42			

(2) 利用者の貸出数（令和6年12月31日現在）

ア 市内利用者

単位：点

月	市 内 利 用 者 (本 館)					計 (本館)
	一般	児童	雑誌	紙芝居	A V 資料	
4月	20,974	23,336	2,484	504	997	48,295
5月	22,038	22,481	2,516	559	968	48,562
6月	21,638	25,233	2,604	515	1,010	51,000
7月	21,996	26,798	2,491	491	997	52,773
8月	23,272	28,027	2,817	415	1,144	55,675
9月	20,899	23,097	2,535	381	950	47,862
10月	21,507	23,104	2,602	376	988	48,577
11月	26,896	26,663	2,729	507	1,108	57,903
12月	1,217	1,554	167	15	51	3,004
1月	—	—	—	—	—	—
2月	—	—	—	—	—	—
3月	—	—	—	—	—	—
計 (本館)	180,437	200,293	20,945	3,763	8,213	413,651

単位：点

月	市内利用者(配本)					計(市内) (本館+配本)
	一般	児童	雑誌	紙芝居	A V資料	
4月	923	616	85	2	8	1,634
5月	958	610	100	2	5	1,675
6月	1,039	583	86	1	5	1,714
7月	1,000	624	101	2	3	1,730
8月	1,083	458	106	4	4	1,655
9月	1,022	439	113	1	7	1,582
10月	1,149	634	121	5	8	1,917
11月	1,100	617	104	7	3	1,831
12月	333	170	43	0	3	549
1月	—	—	—	—	—	—
2月	—	—	—	—	—	—
3月	—	—	—	—	—	—
計(配本)	8,607	4,751	859	24	46	14,287
市内計 (本館+配本)	189,044	205,044	21,804	3,787	8,259	427,938
R5.12.31	204,270	222,983	22,833	5,281	9,798	465,165
比較増減	-15,226	-17,939	-1,029	-1,494	-1,539	-37,227

イ 市外利用者

単位：点

月	市外利用者					合計 (市内)+(市外)
	一般	児童	雑誌	紙芝居	A V資料	
4月	10,693	11,699	1,364	216	804	24,776
5月	10,862	11,264	1,407	203	738	24,474
6月	10,914	12,888	1,503	265	666	26,236
7月	11,051	14,579	1,489	271	702	28,092
8月	12,856	15,839	1,514	266	866	31,341
9月	11,247	12,325	1,407	265	716	25,960
10月	11,150	11,635	1,363	224	653	25,025
11月	12,546	13,193	1,415	195	737	28,086
12月	443	380	53	3	23	902
1月	—	—	—	—	—	—
2月	—	—	—	—	—	—
3月	—	—	—	—	—	—
計	91,762	103,802	11,515	1,908	5,905	214,892
R5.12.31	98,497	112,942	11,975	1,852	6,257	231,523
比較増減	-6,735	-9,140	-460	56	-352	-16,631
						-53,858

(3) 宅配、団体、学校等の貸出点数（令和6年12月31日現在）

月	宅配利用者 貸出冊数 点	団体利用者 貸出冊数 点	学校		学童保育 等 貸出冊数 点	計 点
			団体 貸出冊数 点	個人 貸出冊数 点		
4月	0	210	246	3	226	685
5月	2	138	422	1	315	878
6月	20	151	236	11	328	746
7月	30	280	86	5	373	774
8月	20	270	245	0	375	910
9月	24	304	375	15	321	1,039
10月	27	614	327	16	323	1,307
11月	27	505	390	12	353	1,287
12月	20	126	262	1	0	409
1月	—	—	—	—	—	—
2月	—	—	—	—	—	—
3月	—	—	—	—	—	—
計	170	2,598	2,589	64	2,614	8,035
R5. 12. 31	41	2,686	2,383	47	2,467	7,624
比較増減	129	-88	206	17	147	411

(4) 総貸出点数（令和6年12月31日現在）

単位：点

	市内 利用者	市外 利用者	宅配 利用者	団体 利用者	学校		学童 保育等	合計
					団体	個人		
計	427,938	214,892	170	2,598	2,589	64	2,614	650,865
R5. 12. 31	465,165	231,523	41	2,686	2,383	47	2,467	704,312
比較増減	-37,227	-16,631	129	-88	206	17	147	-53,447

(5) 返却処理点数及び相互貸借の件数（令和6年12月31日現在）

月	返却処理点数		相互貸借	
	点	うち自動返却機 点	借受 件	貸出 件
4月	65,881	45,933	47	91
5月	65,534	45,686	40	116
6月	67,774	47,221	61	107
7月	70,258	49,128	4	136
8月	78,759	54,003	51	92
9月	69,676	47,815	40	75
10月	67,923	46,341	40	110
11月	65,693	46,068	67	45
12月	10,057	1,608	25	24
1月	—	—	—	—
2月	—	—	—	—
3月	—	—	—	—
計	561,555	383,803	375	796
R5. 12. 31	614,391	421,169	792	445
比較増減	-52,836	-37,366	-417	351

3. 施設の利用状況

(1) 開館日数、入館者数の状況（令和6年12月31日現在）

月	開館日数（日）	入館者数（人）	うち17時以降
4月	25	28,066	2,807
5月	26	32,566	3,797
6月	23	33,278	3,483
7月	26	37,753	3,813
8月	27	45,614	4,768
9月	25	34,835	3,883
10月	27	34,042	4,505
11月	25	35,204	3,898
12月	3	1,596	0
1月	—	—	—
2月	—	—	—
3月	—	—	—
計	207	282,954	30,954
R5.12.31	219	287,135	28,864
比較増減	-12	-4,181	2,090

(2) 図書館施設貸出状況（令和6年12月31日現在）

単位：件

△	視聴覚ホール	練習室	工作室	会議室					展示コーナー	合計
				第1	第2	第3	大会議室	2階		
4月	4	27	7	24	8	13	1	2	33	119
5月	7	36	5	10	10	4	7	2	29	110
6月	7	31	8	7	14	16	1	3	35	122
7月	15	37	12	30	41	42	2	7	59	245
8月	17	29	19	16	16	16	2	1	7	123
9月	13	34	21	4	10	11	1	3	65	162
10月	20	34	26	12	27	31	1	1	76	228
11月	38	45	47	42	56	57	0	0	69	354
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	121	273	145	145	182	190	15	19	373	1,463
R5.12.31	218	179	156	193	196	235	42	62	436	1,717
比較増減	-97	94	-11	-48	-14	-45	-27	-43	-63	-254

(3) IT講習室利用者端末、無線LAN、視聴ブース、複写サービスの利用状況
(令和6年12月31日現在)

単位：件

	IT講習室端末		無線 LAN	視聴 ブース	複 写		
	一般用	編集用			白黒・2色	カラー	合 計
4月	36	0	261	26	379	44	423
5月	49	0	335	16	332	58	390
6月	42	0	331	29	259	67	326
7月	79	1	419	43	412	95	507
8月	75	0	452	69	507	103	610
9月	79	0	373	50	637	136	773
10月	72	0	354	20	361	137	498
11月	65	0	343	29	318	124	442
12月	1	※-	0	0	53	32	85
1月	—	—	—	—	—	—	—
2月	—	—	—	—	—	—	—
3月	—	—	—	—	—	—	—
計	498	1	2,868	282	3,258	796	4,054
R5.12.31	474	2	2,189	264	3,127	607	3,734
比較増減	24	-1	679	18	131	189	320

※編集用端末は12月から廃止

(4) 学習室予約システム利用状況

(令和6年12月31日現在)

単位：件

	1階 学習室	2階 学習室	2階 学習室前 閲覧席	2階 テラス前 閲覧席	2階 大会議室	2階 パソコン 専用席	合 計
4月	1,431	903	323	783	51	248	3,739
5月	2,632	1,206	456	1,121	0	361	5,776
6月	2,679	1,312	443	995	0	358	5,787
7月	2,492	1,504	531	1,146	414	386	6,473
8月	3,756	1,704	585	1,361	1,251	470	9,127
9月	2,436	1,438	471	1,077	263	404	6,089
10月	2,524	1,487	477	1,150	0	340	5,978
11月	※-	※-	※-	※-	※-	※-	0 データ修復中
12月	97	22	12	57	0	31	219
1月	—	—	—	—	—	—	—
2月	—	—	—	—	—	—	—
3月	—	—	—	—	—	—	—
計	18,047	9,576	3,298	7,690	1,979	2,598	43,188
R5.12.31	18,577	8,875	3,377	8,238	4,821	2,811	46,699
比較増減	-530	701	-79	-548	-2,842	-213	-3,511

4. 配本事業

図書館への来館が困難な利用者が利用しやすいよう、市内の福祉会館6館、にっしん子育て総合支援センター、障害者福祉センター及び市内保育園11園で予約本の受取及び貸出本の返却ができる配本サービスを実施した。またプライムツリー赤池に返却ポストを設置し、返却本の回収サービスを実施した。

(1) 配本サービスの実施状況（令和6年12月31日現在）

	配本件数	回収冊数
4月	1,109 件	4,958 冊
5月	1,121 件	4,942 冊
6月	1,125 件	4,940 冊
7月	1,167 件	5,328 冊
8月	1,153 件	6,351 冊
9月	1,072 件	5,654 冊
10月	1,259 件	5,696 冊
11月	1,596 件	4,811 冊
12月	367 件	1,874 冊
1月	— 件	— 冊
2月	— 件	— 冊
3月	— 件	— 冊
計	9,969 件	44,554 冊
R5.12.31	9,430 件	47,284 冊
比較増減	539 件	-2,730 冊

5. 学校連携事業

システム連携により、学校図書室の発注や予約業務を支援、学校図書室資料の充実を図っている。図書館の本を全校で予約できる仕組みを構築し必要とする資料を揃え、定期的かつ安定的に学校への配本を実施した。電子会議システムの活用によるオンライン会議で学校図書室の司書を専門的に業務支援した。

6. 図書館運営事業

(1) レファレンス事業（令和6年12月31日現在）

月	予約処理件数	レファレンス件数
4月	4,733 件	59 件
5月	4,884 件	83 件
6月	5,224 件	64 件
7月	4,916 件	84 件
8月	4,929 件	75 件
9月	5,011 件	52 件
10月	5,281 件	50 件
11月	5,904 件	53 件
12月	1,618 件	2 件
1月	— 件	— 件
2月	— 件	— 件
3月	— 件	— 件
計	42,500 件	522 件
R5.12.31	42,818 件	733 件
比較増減	-318 件	-211 件

(2) 啓発事業等 (令和6年12月31日現在)

ア 映画会、人形劇

図書館を利用するためのきっかけ作りとして、映画会や人形劇を開催した。

開催日	内容等	会場	参加者
5月5日（日）	子ども向け映画 「あらしのよるに1、2」 「ムーミン友情の巻」	視聴覚ホール	31人

イ 子ども読書活動を推進するための事業

(ア) 子ども読書の日・こどもの読書週間イベント

開催日等	内容等	会場	参加者等
4月19日（金）～5月13日（月）	こどもの読書週間ポスター展	エントランス	—
4月27日（土）～28日（日）	本のお楽しみ袋の貸出	開架・児童	100セット
5月4日（土）	こどもの日 読み聞かせスペシャル (絵本・紙芝居の読み聞かせ)	視聴覚ホール	19人
5月8日（水）	青空おはなし会 乳幼児向け 小学低学年向け	児童開架 ふれあいの庭	11人
5月12日（日）	絵本・児童書の交換会	児童コーナー おはなしの部屋	78組

(イ) ティーンズ向けブックリスト

中高生に読書の楽しさを周知するため、4月、7月、10月にY A壁新聞を発行し、市内中学校及び高校へ配布した。(今後は1月に配布予定)

ウ 連携事業

開催日	内容等	会場	参加者
7月6日（土）	名古屋外国語大学連携講座「英語の絵本で「夏」を楽しもう！」	名古屋外国語大学 中央図書館	39人
10月27日（日）	名古屋外国語大学連携講座「世界の言葉にふれてみよう」	視聴覚ホール	17人

エ その他の事業

開催日	内容等	会場	参加者
7月27日（土）	読書感想文書き方講座	2階会議室	15人
8月7日（水）	プラネタリウムがやってくる	視聴覚ホール	61人
7月20日（土）～9月1日（日）	妖精たちと図書館探索	児童 ティーンズ Y Aコーナー	367人
11月9日（土）	落語で楽しむ図書館	視聴覚ホール	42人

オ 図書館まつり

図書館ボランティアとの実行委員会形式により「ウキウキわくわく図書館まつり」をテーマに、本や人との出会いを通して、図書館をもっと身近に感じてもらえるよう行事や展示を開催した。

開催期間： 11月15日（金）～24日（日）

（ア）市主催行事

開催日	内容等	参加者等
11月15日（金）～24日（日）	“にったん・あじもふ”と秘密を解き明かそう！	181人
11月16日（土）～17日（日）	本のブッカーサービス	36人
11月17日（日）	しおりを作ろう！	459人
	市制30周年記念フォトスポットで写真を撮ろう！	不明
11月22日（金）	青空おはなし会	11人

（イ）ボランティア団体主催行事

開催日	内容等	参加者等
11月15日（金）		
11月22日（金）	本の修理（NIS_LIV修理ボランティア）	18家族 38冊
11月24日（日）		
11月15日（金）	「わらべうたで遊ぼう！」（たんぽっぽの会）	6人
11月16日（土）	「紙工作（おりがみきょうしつ）」（NIS_LIV壁面構成）	24人
	「子どもお楽しみ劇場」（日進市子ども文庫連絡協議会）	63人
	「朗読劇ひょっこりひょうたん島」（にっしん図書館サポートーズ）	61人
11月16日（土） 11月23日（土）	「図書館をもっと便利に、もっと楽しく！」（NIS_LIV図書館コンシェルジュ）	26人
11月22日（金）	「ミニ絵本づくり」（泉の会） 「読み聞かせ広場」（泉の会）	34人 17人
11月23日（土）	「図書館探検クイズラリー」（図書館まつり実行委員会企画）	134人
	「音訳録音体験（クイズラリー）」（声の飛行船）	68人
	「大人と大きい子どものためのおはなし会」（おはなしひなの会）	20人
	「三冊の本の読書交流会」（にっしん図書館サポートーズ）	3人
11月24日（日）	「大人と大きい子どものための読み聞かせ会」（おはなしトレイン）	12人

（ウ）ボランティア団体展示

開催日	内容等
11月15日（金）～24日（日）	「おすすめの本を紹介してください」（にっしん図書館サポートーズ）
	「図書館まつりウェルカムアート」（NIS_LIV壁面構成）
	「ボランティア活動内容展示」（図書館ボランティア）

(3) 読み聞かせ・おはなし会・読書交流会 (令和6年12月31日現在)

ア 定例

日 時：毎週水曜日 11：00～11：30 (2～3歳の幼児対象)

毎週土曜日 14：00～14：30 (幼児～小学校低学年対象)

会 場：おはなしのへや

話し手：NIS_LIV ひまわり、たんぽっぽの会、読み聞かせグループぽけっと、泉の会、

あさぎの会、リトル・スターズ、五色園なかよし文庫、

南ヶ丘子ども文庫、日進・東郷親子劇場ポパイ文庫、図書館スタッフ

イ お話の夕べ

話し手：にっしん図書館サポートーズ

開催日	開催時間	会場	参加者
4月5日 (金)	18：00～19：00	視聴覚ホール	7人
8月23日 (金)	18：30～19：30	視聴覚ホール	5人

ウ 読書交流会

話し手：にっしん図書館サポートーズ

開催日	開催時間	会場	参加者
6月29日 (土)	10：00～12：00	第1会議室・工作室	9人
11月30日 (土)	10：00～12：00	第3会議室	7人

エ ストーリーテリング

「むかしばなしをたのしもう！」

話し手：ひなの会

開催日	開催時間	会場	参加者
4月13日 (土)	11：00～11：30	工作室・第1会議室	21人
5月11日 (土)	11：00～11：30	工作室・第1会議室	19人
6月 8日 (土)	11：00～11：30	工作室・第1会議室	13人
7月13日 (土)	11：00～11：30	工作室・第1会議室	17人
9月14日 (土)	11：00～11：30	工作室・第1会議室	37人
10月12日 (土)	11：00～11：30	工作室・第1会議室	20人
11月9日 (土)	11：00～11：30	工作室・第1会議室	16人

オ 夏のこわいおはなし会

話し手：ひなの会

開催日	開催時間	会場	参加者
8月10日 (土)	11：00～11：45	視聴覚ホール	54人

(4) ボランティア活動支援 (令和6年12月31日現在)

ア ボランティア交流会

開催日	内容等	会場	参加者
6月 7日 (金)	ボランティア団体の活動紹介 ボランティアに関する各制度について 図書館まつりの開催について	視聴覚ホール	17人
10月11日 (金)	ボランティア会議室等の利用申請 ホームページでのボランティア紹介 図書館まつりの参加について	第2・3会議室	13人

イ ボランティア登録数（令和6年12月31日現在）

団体：15団体 個人：57名

ウ 主なボランティア活動

児童コーナーの壁面飾り	毎月1回
定例お話し会	毎週水曜日、土曜日
本の修理	毎週金曜日、土曜日
ポスター・チラシ整理	毎週金曜日
図書館コンシェルジュ	毎週土曜日
配架	火曜日、土曜日・日曜日のいずれか
園芸	毎月1回（第1木曜日）
朗読会	図書館まつりで活動

（5）図書館見学・体験等の受け入れ （令和6年12月31日現在）

ア 小中学生の図書館見学・職場体験学習受け入れ（市内小中学生の授業の一環）

受入日	学校名	学年	人数	活動内容等
6月20日（木）	梨の木小学校	2年生	127人	2年生（生活科）
7月 9日（火） 11日（木）	南小学校 ※9日は悪天候にて延期	2年生	152人	図書館の各コーナーの紹介、利用マナー等の説明後、施設見学
9月13日（金） 17日（火）	東小学校	2年生	91人	
10月 1日（火）	北小学校	2年生	107人	
10月 2日（水） 4日（金）	香久山小学校	2年生	123人	
10月10日（木） 11日（金）	西小学校	2年生	144人	
10月16日（水）	相野山小学校	2年生	38人	
10月29日（火） 30日（水）	赤池小学校	2年生	151人	
8月22日（木） 23日（金）	東中学校	1年生	4人	配架・整架、窓口
11月20日（水） 21日（木）	日進中学校青葉分校	2年生	1人	

（6）障害者サービス （令和6年12月31日現在）

ア 利用者及び郵送・宅配貸出回数

利用者数	郵送回数		宅配回数	サビエ利用者
	録音図書	点字図書		
9人	4回	38回	17回	6人

イ 自館制作録音図書（視覚障害者用）

蔵書数： 149点

継続作成： 中日新聞社説・アラカルト

令和7年度 日進市教育委員会 基本方針と目標（案）

〔学び支援課〕

◆基本方針		
生涯にわたり必要な学習を通じて新たな知識や技能、技術を身に付け、自らの人生を選択し、切り拓いていく原動力を育成できる環境を整えるため、生涯学習4Wプランに基づき、個人・家庭・学校・社会における学習、キャリア教育、文化・スポーツ・レクリエーションなどあらゆる場面において、子どもから大人まで生涯にわたり人生を豊かにするための学習活動を推進する。また、家庭や地域と連携・協働して学びの充実を図るため、地域全体で子どもを育てるだけでなく、地域全体の教育力を高められるよう体制を整える。		
◆重点施策の主な事業と実施予定		
重点施策2 人生100年時代を見据えた地域の財産を生かした学習の推進		
事業名	事業内容	令和7年度主な実施予定
少年少女発明クラブ支援	児童・生徒の科学技術及び創作活動に対する興味・関心を追求する場を提供するため、少年少女発明クラブの活動を支援します。	子どもたちの科学技術に対する興味・関心を深めるものづくり理科教室の開催を支援するとともに、創意工夫活動の場として創意くふう展を開催します。
子どものまちの開催	未来をつくる子ども条例の趣旨に則り、子どもたちが企画段階から主体的に取り組み運営する事業を実施します。	子どもたちの主体性や協調性、社会性などの自己形成を高めるために、子ども達が企画段階から主体的に取り組み運営する事業を実施します。
大学等との連携による講座の開催	連携協力協定を提携している大学等と連携し、人材・資源を活かした専門性の高い講座を開催します。	連携協力協定を提携している大学に加え、官民連携協定を締結している企業の協力を得て、専門性の高い講座を開催します。
企画講座の開催	地域人材の発掘と「学ぶ」だけでなく「教える」生きがいを感じることができる場を提供し、市民相互の学びの循環と市民同士の交流の促進により地域の活性化を図ります。	地域人材の発掘と、学んだことを「教える」ことができる場を提供することにより、市民相互の学びや市民同士の交流の促進を図ります。
ESD講座との連携	市内で開催する様々な講座情報を提供する情報誌を合同で作成するなど、他部署との連携及び市民団体との協働により、多様な分野の学習の場の提供と機会の充実を図ります。	いつでも学びたいときに講座等の情報を得ができるように、他部署を含めた多様な分野の講座等の学習情報を提供することにより、学習機会の充実を図ります。
重点施策3 文化・スポーツを生かしたまちづくり		
事業名	事業内容	令和7年度主な実施予定
文化芸術のアウトチーチ	市民会館を拠点として文化祭・美術展・民族芸能発表会・音楽祭等を開催するとともに、地域で気軽に文化芸術に触れ合う機会をつくります。	市の公共施設で気軽に美術に親しめるよう、まちなかぎゃらリーを開催します。また、子どもの頃から音楽に親しめるよう学校音楽アウトリーチを実施します。
文化芸術推進の仕組みづくり	文化芸術が関わる領域は広く、多様な分野に及ぶため、目的を共有して連携できる仕組みをつくります。	文化協会をはじめとする団体活動を引き続き支援するとともに、市・指定管理者・団体が連携を図っていきます。
地域のアスリートによるスポーツ推進	地域のアスリートを応援するとともに、地域のアスリートによるイベント等を開催します。	地域のアスリートによるスポーツイベントを開催して、地域アスリートを応援するとともに、スポーツ推進を行います。
スポーツ推進の仕組みづくり	多様化するスポーツニーズに対応するため、スポーツ団体等が目的を共有して連携できる仕組みをつくります。	スポーツ団体等が目的を共有して連携できる仕組みを構築し、地域のスポーツニーズに対応できるようにします。

[学び支援課]

◆基本施策の主な事業と実施予定		
学校教育 個に寄り添う教育活動の充実		
事業名	事業内容	令和7年度主な実施予定
社会教育推進事業	市民があらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会を実現するため、学習の機会及び情報の提供により社会教育の振興に努めます。	市民があらゆる機会にあらゆる場所で学習することができるよう、いつでも情報を得られるように他部署も含めた多様な分野の学習情報を提供するとともに、学習の成果を適切に活かすことのできる機会を提供します。
生涯スポーツ普及事業	本市のスポーツ振興の一翼を担っている市内スポーツ団体との連携体制を強化し、団体の支援・育成や指導者の育成を通じて市のスポーツ振興を推進します。	スポーツ協会・レクリエーション協会・にっしんスポーツクラブの活動支援を行い、市のスポーツ振興を推進します。
生涯学習 生涯を通じてだれもが自由に学べる環境整備		
事業名	事業内容	令和7年度主な実施予定
社会教育推進事業	市民があらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会を実現するため、学習の機会及び情報の提供により社会教育の振興に努めます。	市民があらゆる機会にあらゆる場所で学習することができるよう、いつでも情報を得られるように他部署も含めた多様な分野の学習情報を提供するとともに、学習の成果を適切に活かすことのできる機会を提供します。
生涯学習講座開催事業	大学、地域、団体等と連携するとともに、専門的知識を有する人材の協力を得て、誰もがいつでもどこでもなんでも学習することができるよう、自発的な学習を支援する講座を開催します。	にっしん市民企画講座、日進市民教室、シルバースクール、連携協力協定を提携している大学の協力による講座などを開催し、市民のニーズに応じた幅広い分野の学習や活動の機会を提供します。
子ども学習活動支援事業	大学、地域、団体等との連携や企業、教員OBといった専門的知識を有する人材の協力を得て、次世代を担う子どもの知的好奇心を探求する学習活動を支援します。	連携協力協定を提携している大学の協力により、専門的な知的好奇心を探求する子ども大学や、企業、や地域、団体等の人材の協力を得て、自己形成を高める考え方や能力を育てる講座などを行います。また、文化芸術、スポーツなどを含め子どもの体験活動の充実につながる講座等の事業を実施します。
文化施設管理運営及び維持管理事業	市民会館、生涯学習プラザ、ふれあい工房等の生涯学習の拠点となる文化施設について、利用状況とニーズを踏まえ、老朽化対策を含め適切な施設の維持管理と環境の整備を進めます。	指定管理者制度により適切な施設の維持管理と環境整備を行い、市民が生涯学習や文化芸術に親しめるよう講座や事業の企画運営を行います。また、令和6年度より引き続き、市民会館大ホールの天井改修工事・空調改修工事を行います。
基本施策4 歴史・文化に親しめる環境整備		
事業名	事業内容	令和7年度主な実施予定
文化推進事業	多種多様な文化芸術体験を発信する場及び文化芸術に触れる場を提供し、文化活動団体の支援を行うことで、市の有する文化芸術の維持、継承、発展を目指します。	文化祭・美術展・民俗芸能発表会・音結祭・ヤングフェスティバルなどを開催し、文化協会、民俗芸能連合会、その他文化芸術活動団体の活動を支援します。
文化財保護事業	市民が地域固有の歴史や郷土に対する誇りや愛着を持てるよう、市内各地域の文化財及び歴史的建造物である旧市川家住宅を周知及び活用し歴史に触れる機会を提供します。	旧市川家住宅は、指定管理者制度により適切な施設の維持管理と修繕を行うとともに、様々な事業を通じ周知活用することで郷土への愛着を育みます。また、市内各地域の文化財の適切な保存を図ります。
岩崎城歴史記念館維持管理事業	歴史に触れる機会を提供する施設として、常設展に加え企画展や歴史講座の開催など市民ニーズを踏まえた運営を行い、老朽化対策を含め適切な施設の維持管理と快適な環境の整備を進めます。	指定管理者制度により適切な施設の維持管理と環境整備を行い、市民が歴史や文化財に親しめるよう企画展や歴史講座などを開催します。また、岩崎城の歴史や城内の遺構について市内外に周知を図る事業を実施します。

[学び支援課]

基本施策5 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進		
事業名	事業内容	令和7年度主な実施予定
スポーツ大会開催事業	スポーツ大会や講座等を実施し、子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツに親しめるような環境づくりを進めます。	イベントや体験会などを開催して、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境を提供します。
生涯学習スポーツ普及事業	子どもたちが多種多様なスポーツに興味が持てるようトップレベルの選手から直接指導を受けることできる機会の創出や多様化するスポーツニーズに対応できる環境づくりを進めます。	大学や企業と連携して小学生向けのスポーツアートリーチ事業やスポーツ体験会を実施します。 また、トップアスリートによるスポーツ教室等を行うなど、様々なアプローチによるスポーツ推進を進めています。
生涯スポーツ普及事業	本市のスポーツ振興の一翼を担っている市内スポーツ団体との連携体制を強化し、団体の支援・育成や指導者の育成を通じて市のスポーツ振興を推進します。	スポーツ協会・レクリエーション協会・にっしんスポーツクラブの活動支援を行い、市のスポーツ振興を推進します。
スポーツ施設管理運営事業	指定管理者制度により、効率的な施設管理・運営を行い市民サービスの向上に努めます。また、総合運動公園など各スポーツ施設の従来の特徴を活かしつつ、より幅広い世代に親しまれるような魅力的な施設となるよう整備を図ります。	指定管理者制度により、適切な施設の維持管理を行います。 また、市内スポーツ団体・指定管理者等で組織されたスポーツ推進協議会により、市民がスポーツに親しむ講座や事業の企画運営を行います。
スポーツ施設維持管理事業	老朽化がみられる施設について、順次適切に改修工事や備品購入を行います。	スポーツセンターエントランス天井改修工事、総合運動公園のキュービクル改修工事、テニスコート改修工事、スポーツセンターのキュービクル改修工事、本館エレベータ改修工事の設計など、順次適切に改修工事や備品購入を行います
学校体育施設スポーツ開放事業	学校施設を活用して、地域に根差したスポーツ振興を図ります。	学校を核としたスポーツ振興の一環となるよう、登録団体に、適切な施設利用と市のスポーツ振興への協力を促します。

令和7年度 日進市教育委員会 基本方針と目標（案）

〔図書館〕

◆基本方針		
「誰もが知る自由が保障され、いつでも利用できる図書館」「いつでも生活する上で必要な情報が得られる図書館」として、幼児から高齢者まで、誰もが本を読んで楽しみ、生活の知恵を得て、身体の健康と共に心の豊かさを育み、親しみやすい「生活の中に開かれた図書館」を目指す。		
特に、子どもたち自身が読書習慣を身につけ、広い知識と豊かな情操を得て健全に育つよう「第2次日進市子ども読書活動推進計画」を遂行する。		
◆重点施策の主な事業と実施予定		
重点施策1 自ら学び、課題解決する力の育成と小中学校の教育環境整備		
事業名	事業内容	令和7年度主な実施予定
学校と図書館との連携	市内全ての小中学校図書室及び市立図書館をひとつに繋ぐネットワークを整備するため、双方が連携できる図書館システムの構築を目指します。また、各学校間及び市立図書館との間の配本・レファレンス・相互貸借等のサービスをこのネットワーク全体で利用できるよう整備します。	学校図書館と市立図書館のシステム連携を継続し、学校電子図書館の周知・活用を進めます。デジタルアーカイブに郷土資料等の登録を進め、授業でも活用できるよう学校電子図書館とリンクさせます。学校図書館司書との情報交換や研修を行います。市立図書館と学校図書室を繋ぐネットワークシステムを利用した図書館の書誌データの共有、各学校への配本、レファレンスの充実を図り学習支援、読書支援を継続実施します。調べ学習等の主体的に学ぶ力の向上に繋がるような電子書籍の提供を継続します。また、図書館にある行政資料や郷土資料を電子化しデジタルアーカイブとして継続提供します。
◆基本施策の主な事業と実施予定		
生涯を通じてだれもが自由に学べる環境整備		
事業名	事業内容	令和7年度主な実施予定
レファレンス・サービス事業	利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助けています。	利用の多い分野を見極めて蔵書構成し、利用者が本を探しやすくなる工夫をします。司書が利用者の手助けをするレファレンスサービスを周知し、司書のスキルアップを図ります。 また、図書館員のレファレンス知識の習得と技術の向上及び職員間の情報共有に努めます。
配本事業	福祉会館・保育園、または民間を含む各施設への配本・回収を行います。	福祉会館・保育園等への配本・回収を精査し継続実施します。 図書館への来館が困難な市内に在住する身体障害者手帳（視覚障害1～6級等）の交付を受けている方への郵送又は宅配による貸出サービスの充足に努めます。
図書ネットワーク事業	市の各部署が実施する事業で図書館の積極的な利用を促すとともに、広域ネットワークの推進のため、近隣図書館、小中学校、高校、大学、企業等との連携を行います。 また、図書館ボランティアの参加促進を行い、継続性のあるボランティア活動の推進を行います。	図書館の蔵書と会議室等の施設を最大限に活かせるよう、利用者支援を行います。特に市内小中学校図書館は、オンライン会議システムを利用して定期的な情報交流を継続します。 また、図書館ボランティアを育成し、ボランティア同士の交流会の実施、学校への読み聞かせボランティアの派遣を継続して行います。

●施設使用料改定のお知らせ

本市では、「公共料金の基本的な考え方」に基づいて、施設の運営や維持管理にかかる費用について、施設を利用する方とそうでない方の間で不公平感がないように、また、施設を利用する方にとって急激な負担増とならないよう上限を設けた上で、原則5年毎に公共料金を改定しています。

なお、令和7年4月1日以降の施設使用料について、令和7年4月1日以降のお支払い分から、新料金を適用いたします。詳細は各施設や担当窓口にお問い合わせください。

<スポーツ施設>

◆日進市スポーツセンター（学び支援課スポーツ係 TEL：0561-73-4158）

- ・アマチュアスポーツ、レクリエーションでの利用

施設の名称	利用区分	使用料（2時間）	
		現行料金	新料金
第1競技場	全面専用	9,210円	11,510円
	バスケットボール（コート1面）	3,550円	4,430円
	バレーボール（コート1面）	3,450円	4,310円
	バドミントン（コート1面）	1,770円	2,210円
	卓球（コート1面）	830円	1,030円
	クライミング	大人（高校生以上）	510円
		小人（小中学生）	250円
	個人利用	大人（高校生以上）	300円
		小人（小中学生）	150円
第2競技場	全面専用	4,180円	5,220円
	バドミントン（コート1面）	1,770円	2,210円
	卓球（コート1面）	830円	1,030円
	個人利用	大人（高校生以上）	300円
		小人（小中学生）	150円
第3競技場	全面専用	2,080円	2,600円
	個人利用	大人（高校生以上）	300円
		小人（小中学生）	150円
第4競技場	全面専用	2,080円	2,600円
	個人利用	大人（高校生以上）	300円
		小人（小中学生）	150円
会議室	会議室1	1,030円	1,110円
	会議室2	1,030円	1,110円
	一体利用	2,060円	2,220円

- ・アマチュアスポーツ、レクリエーション以外での利用

施設の名称	利用区分	使用料（2時間）	
		現行料金	新料金
第1競技場		46,080円	57,550円
第2競技場		23,030円	26,100円
第3競技場		10,470円	13,000円
第4競技場		10,470円	13,000円

- ・トレーニング室

	利用区分	使用料	
		現行料金	新料金
市内利用者	回数券（5回）	2,050円	3,050円
	定期券（1か月）	4,110円	6,100円
市外利用者	回数券（5回）	2,750円	4,100円
	定期券（1か月）	5,500円	8,200円

◆日進市総合運動公園（学び支援課スポーツ係 TEL：0561-73-4158）

施設の名称	利用区分	使用料	
		現行料金	新料金
テニスコート	オムニコート1面（2時間）	770円	1,150円
	ハードコート1面（2時間）	510円	760円
	ナイター照明料（1時間）	530円	790円
野球場	1面（2時間）	3,130円	3,690円
	ナイター照明料 30分	2,660円	3,990円
	1時間	5,320円	7,980円
スポーツ広場	全面（4時間）	4,600円	5,740円
	半面（4時間）	2,300円	2,870円
弓道場	個人利用 4時間	300円	430円
	回数券（11回）	3,000円	4,300円
	全面専用（4時間）	3,130円	4,490円
プール	大人（高校生以上） 1回	310円	460円
	回数券（11回）	3,100円	4,600円
	小人（小中学生） 1回	150円	据置
	回数券（11回）	1,500円	据置

◆上納池スポーツ公園（学び支援課スポーツ係 TEL：0561-73-4158）

- ・アマチュアスポーツ、レクリエーションでの利用

施設の名称	利用区分	使用料（2時間）	
		現行料金	新料金
体育館	全面専用	4,180円	5,220円
	バドミントン（コート1面）	1,770円	2,210円
	卓球（コート1面）	830円	1,030円
	個人利用 大人（高校生以上）	300円	370円
	小人（小中学生）	150円	据置
テニスコート	1面	770円	1,150円
	ナイター照明料（1時間）	530円	790円

- ・アマチュアスポーツ、レクリエーション以外での利用

施設の名称	利用区分	使用料（2時間）	
		現行料金	新料金
体育館	全面専用	23,030円	26,100円

◆市内テニスコート・グランド（学び支援課スポーツ係 TEL：0561-73-4158）

施設の名称	利用区分	使用料（2時間）	
		現行料金	新料金
西山テニスコート	オムニコート1面	770円	1,150円
香久山テニスコート	ハードコート1面	510円	760円
藤島テニスコート	クレーコート1面	510円	760円
東山グランド	1面（グランド全面の4分の1）	550円	680円
米野木北山グランド	1面	730円	910円

◆学校体育施設スポーツ開放（学び支援課スポーツ係 TEL：0561-73-4158）

施設の名称	利用区分	使用料（2時間）	
		現行料金	新料金
中学校体育館（※）	施設使用	300円	1,660円
	照明設備使用	1,030円	
中学校柔剣道場（※）	施設使用	300円	750円
	照明設備使用	300円	
中学校テニスコート	1面	300円	370円
小学校体育館（※）	施設使用	300円	820円
	照明設備使用	360円	
小中学校運動場	施設使用	300円	370円
	全灯（1時間）	2,200円	2,220円
	半灯（1時間）	1,100円	1,110円

（※）施設使用に照明設備使用を統合します。

<教育・生涯学習施設>

◆日進市民会館（学び支援課文化芸術係 TEL：0561-73-4190）

・中央公民館

施設の名称	利用区分	使用料	
		現行料金	新料金
大ホール	午前 または 午後 または 夜間	33,100円	41,370円
	午前午後 または 午後夜間	66,200円	82,740円
	全日	99,300円	124,110円
主催者事務室	午前 または 午後 または 夜間	410円	610円
	午前午後 または 午後夜間	820円	1,220円
	全日	1,230円	1,830円
控室（1）	午前 または 午後 または 夜間	1,250円	1,870円
	午前午後 または 午後夜間	2,500円	3,740円
	全日	3,750円	5,610円
控室（2）	午前 または 午後 または 夜間	410円	610円
	午前午後 または 午後夜間	820円	1,220円
	全日	1,230円	1,830円
練習室	午前 または 午後 または 夜間	830円	1,240円
	午前午後 または 午後夜間	1,660円	2,480円
	全日	2,490円	3,720円
視聴覚室	午前 または 午後 または 夜間	2,500円	3,040円
	午前午後 または 午後夜間	5,000円	6,080円
	全日	7,500円	9,120円
会議室	午前 または 午後 または 夜間	3,350円	4,000円
	午前午後 または 午後夜間	6,700円	8,000円
	全日	10,050円	12,000円
談話室	午前 または 午後 または 夜間	1,250円	1,870円
	午前午後 または 午後夜間	2,500円	3,740円
	全日	3,750円	5,610円
工芸室	午前 または 午後 または 夜間	2,500円	3,140円
	午前午後 または 午後夜間	5,000円	6,280円
	全日	7,500円	9,420円
調理実習室	午前 または 午後 または 夜間	3,350円	3,940円
	午前午後 または 午後夜間	6,700円	7,880円
	全日	10,050円	11,820円

・勤労福祉会館（一般）

施設の名称	利用区分	使用料	
		現行料金	新料金
小ホール	午前 または 午後 または 夜間	8,370円	9,690円
	午前午後 または 午後夜間	16,740円	19,380円
	全日	25,110円	29,070円
展示ホール	午前 または 午後 または 夜間	6,280円	7,230円
	午前午後 または 午後夜間	12,560円	14,460円
	全日	18,840円	21,690円
研修室	午前 または 午後 または 夜間	1,670円	1,930円
	午前午後 または 午後夜間	3,340円	3,860円
	全日	5,010円	5,790円
控室（3）	午前 または 午後 または 夜間	410円	610円
	午前午後 または 午後夜間	820円	1,220円
	全日	1,230円	1,830円
軽運動室	午前 または 午後 または 夜間	3,350円	3,910円
	午前午後 または 午後夜間	6,700円	7,820円
	全日	10,050円	11,730円
和会議室（1）	午前 または 午後 または 夜間	1,250円	1,580円
	午前午後 または 午後夜間	2,500円	3,160円
	全日	3,750円	4,740円
和会議室（2）	午前 または 午後 または 夜間	1,250円	1,580円
	午前午後 または 午後夜間	2,500円	3,160円
	全日	3,750円	4,740円
会議室	午前 または 午後 または 夜間	1,250円	1,600円
	午前午後 または 午後夜間	2,500円	3,200円
	全日	3,750円	4,800円
大会議室	午前 または 午後 または 夜間	2,080円	2,490円
	午前午後 または 午後夜間	4,160円	4,980円
	全日	6,240円	7,470円

・勤労福祉会館（勤労者等）

施設の名称	利用区分	使用料	
		現行料金	新料金
小ホール	午前 または 午後 または 夜間	6,700円	7,750円
	午前午後 または 午後夜間	13,400円	15,500円
	全日	20,100円	23,250円
展示ホール	午前 または 午後 または 夜間	5,020円	5,770円
	午前午後 または 午後夜間	10,040円	11,540円
	全日	15,060円	17,310円
研修室	午前 または 午後 または 夜間	1,250円	1,440円
	午前午後 または 午後夜間	2,500円	2,880円
	全日	3,750円	4,320円
控室（3）	午前 または 午後 または 夜間	410円	610円
	午前午後 または 午後夜間	820円	1,220円
	全日	1,230円	1,830円
軽運動室	午前 または 午後 または 夜間	2,500円	2,910円
	午前午後 または 午後夜間	5,000円	5,820円
	全日	7,500円	8,730円
和会議室（1）	午前 または 午後 または 夜間	830円	1,040円
	午前午後 または 午後夜間	1,660円	2,080円
	全日	2,490円	3,120円
和会議室（2）	午前 または 午後 または 夜間	830円	1,040円
	午前午後 または 午後夜間	1,660円	2,080円
	全日	2,490円	3,120円
会議室	午前 または 午後 または 夜間	830円	1,060円
	午前午後 または 午後夜間	1,660円	2,120円
	全日	2,490円	3,180円
大会議室	午前 または 午後 または 夜間	1,670円	1,990円
	午前午後 または 午後夜間	3,340円	3,980円
	全日	5,010円	5,970円

◆日進市生涯学習プラザ（学び支援課文化芸術係 TEL：0561-73-4190）

施設の名称	利用区分	使用料	
		現行料金	新料金
多目的室	午前	1,670円	2,500円
	午後	1,670円	2,500円
	夜間	1,670円	2,500円
学習室1	午前	620円	930円
	午後	620円	930円
	夜間	620円	930円
学習室2	午前	410円	610円
	午後	410円	610円
	夜間	410円	610円
工芸室	午前	730円	1,090円
	午後	730円	1,090円
	夜間	730円	1,090円
研修室	午前	510円	760円
	午後	510円	760円
	夜間	510円	760円
和室	午前	510円	760円
	午後	510円	760円
	夜間	510円	760円

◆岩崎城歴史記念館（学び支援課文化芸術係 TEL：0561-73-4190）

施設の名称	利用区分	使用料	
		現行料金	新料金
会議室	午前9時～午後1時	830円	1,240円
	午後1時～午後5時	830円	1,240円

◆日進市ふれあい工房（学び支援課文化芸術係 TEL：0561-73-4190）

利用区分	使用料	
	現行料金	新料金
陶芸（1時間）	2,200円	3,110円
その他の目的（1時間）	300円	420円

◆日進市立図書館（図書館 TEL：0561-73-4123）

施設の名称	利用区分	使用料	
		現行料金	新料金
視聴覚ホール	午前	5,500円	8,010円
	午後	6,380円	9,150円
	夜間	4,810円	6,860円
練習室	午前	300円	500円
	午後	410円	570円
	夜間	300円	430円
工作室	午前	1,150円	1,730円
	午後	1,350円	1,980円
	夜間	1,030円	1,480円
第1会議室	午前	1,350円	2,030円
	午後	1,560円	2,320円
	夜間	1,150円	1,740円
第2会議室	午前	1,030円	1,500円
	午後	1,150円	1,710円
	夜間	830円	1,280円
第3会議室	午前	1,250円	1,810円
	午後	1,350円	2,070円
	夜間	1,030円	1,550円
大会議室	午前	2,820円	4,220円
	午後	3,230円	4,820円
	夜間	2,400円	3,620円
2階会議室	午前	1,350円	2,030円
	午後	1,560円	2,320円
	夜間	1,150円	1,740円

令和7年度 愛知県社会教育委員連絡協議会(県社連)・愛知県公民館連合会(県公連)の開催予定

(令和6年12月20日現在)

社会教育関係団体名	県 内	東海北陸	全 国	備 考
愛知県社会教育委員連絡協議会	○評議員会・総会 令和7年5月28日(水) へきしんギャラクシープラザ(安城市) ○役員会 ①R7.5.9 ②R7.2.5	○東海北陸社会教育研究大会 令和7年10月3日(金) 岐阜県瑞穂市 ココロかさなるCCNセンター 瑞穂市民センター	○全国社会教育研究大会 令和7年10月29日(水)～31日(金) 岩手県盛岡市 盛岡市民文化ホール(マリオス)	(東海北陸) R8三重県 R9愛知県(全国と同時開催) (全国) R8近畿ブロック R9愛知県(東海北陸と同時開催)
愛知県公民館連合会	○総会 令和7年6月3日(火) へきしんギャラクシープラザ(安城市) ○正副会長会・理事会 R7.4.18 ○役員会 ①R7.5.15 ②R8.2.12	○全国公民館研究集会(首都圏開催のため東海北陸公民館大会はなし) 令和7年11月12日(水)～13日(木) 東京都千代田区 東京国際フォーラム		(東海北陸及び全国) R8愛知県 R9福井県
県社連・県公連合同	○愛知・地域づくり推進大会 (県社連・県公連合同中央研修会) 令和8年1月29日(木) 大口町民会館 ※県社連西尾張支部の担当			<担当(予定)> R8東海北陸公民館大会愛知大会のため休止 R9全国社会教育研究大会愛知大会のため休止
愛知県小中学校PTA連絡協議会	○総会 令和7年6月16日(月) 名古屋市昭和区 岡谷鋼機名古屋公会堂	○日本PTA全国研究大会・東海北陸ブロック研究大会 令和7年8月22日(金)～23日(土) 石川県金沢市 他		(東海北陸ブロック大会) R8三重県 R9富山県 (全国大会) R8奈良県 R9熊本県

議案第17号

岩崎城歴史記念館条例の一部改正について

岩崎城歴史記念館条例の一部を次のとおり改正する。

令和7年2月20日提出

日進市長 近藤 裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市部設置条例の一部改正等により、岩崎城歴史記念館に関する業務の一部を教育委員会から市長部局に移管し、岩崎城歴史記念館と展望塔岩崎城を一体的に管理・運営するため、岩崎城歴史記念館条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 事務の所管を教育委員会から市長部局に移すことに合わせて、字句を改める。
- (2) 設置目的に、観光を加える。
- (3) 条例の名称を日進市岩崎城歴史記念館及び日進市展望塔岩崎城の設置及び管理に関する条例に改める。
- (4) その他規定の整理を行う。

岩崎城歴史記念館条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

岩崎城歴史記念館条例(昭和62年日進町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前						
<p><u>日進市岩崎城歴史記念館及び日進市展望塔岩崎城の設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、<u>日進市岩崎城歴史記念館</u>(以下「記念館」という。)<u>及び日進市展望塔岩崎城</u>(以下「岩崎城」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>観光、郷土文化、教育及び学術の振興を図るため、記念館及び岩崎城</u>(以下「記念館等」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 <u>記念館等の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>日進市岩崎城歴史記念館</td><td>日進市岩崎町市場67番地</td></tr><tr><td>日進市展望塔岩崎城</td><td>日進市岩崎町市場61番地</td></tr></tbody></table> <p>(休館日)</p> <p>第5条 <u>記念館等の休館日は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。</u></p>	名称	位置	日進市岩崎城歴史記念館	日進市岩崎町市場67番地	日進市展望塔岩崎城	日進市岩崎町市場61番地	<p><u>岩崎城歴史記念館条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、<u>岩崎城歴史記念館</u>(以下「記念館」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>教育、学術及び郷土文化の振興を図るため、記念館を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 <u>記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <p>名称 <u>岩崎城歴史記念館</u> 位置 <u>日進市岩崎町市場67番地</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 <u>記念館の休館日は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>日進市教育委員会</u>(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。</p> <p>3 <u>第16条第1項の規定により記念館の管理を指定管理者に行わせる場合は、前2項の規定</u></p>
名称	位置						
日進市岩崎城歴史記念館	日進市岩崎町市場67番地						
日進市展望塔岩崎城	日進市岩崎町市場61番地						

(開館時間)

第6条 記念館等の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(事業)

第7条 記念館等は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光の推進に関する事業
- (2) 郷土資料の収集、保管及び展示をする事業
- (3) 展覧会、講演会、講習会、研究会等を開催する事業
- (4) 展示又は集会のために施設を利用者(第9条第1項に規定する利用者をいう。)に供する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事業

(観覧料)

第8条 記念館等の観覧料は、無料とする。

(利用の許可)

第9条 別表に掲げる施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請して許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、記念館の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

にかかわらず、指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(開館時間)

第6条 記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

2 第16条第1項の規定により記念館の管理を指定管理者に行わせる場合は、前項の規定にかかわらず、指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができる。

(事業)

第7条 記念館は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 郷土資料を収集、保管し、展示すること。
- (2) 展覧会、講演会、講習会、研究会等を開催すること。
- (3) 展示又は集会のために施設を利用者に供すること。

(観覧料)

第8条 常設展示室の観覧料は、無料とする。

(利用の許可)

第9条 別表に掲げる施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請して許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、記念館の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(入場の制限及び利用の不許可)

第10条 市長は、その入場及び利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、入場を制限し、又は施設の利用を許可しないことができる。

- (1) 略
- (2) 記念館等の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 略
- (4) その他記念館等の管理上支障があるとき。

(利用の許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の許可を取り消し、利用を中止させ、又は利用の許可の条件を変更することができる。

- (1)～(4) 略

(使用料)

第12条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(利用者及び入場者の義務)

第15条 略

2 利用者又は入場者(記念館等を観覧する者をいう。)は、故意又は過失により施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、記念館等の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、記念館等の管理を指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により記念館等の管理を指定管理者に行わせようとする場合の指定の手続等は、日進市公の施設に係る指定管理者

(利用の不許可)

第10条 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設の利用を許可しないことができる。

- (1) 略
- (2) 記念館の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 略
- (4) その他記念館の管理上支障があるとき。

(利用の許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の許可を取り消し、利用を中止させ、又は利用の許可の条件を変更することができる。

- (1)～(4) 略

(使用料)

第12条 第9条第1項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(利用者の義務)

第15条 略

2 記念館の利用者は、故意又は過失により施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 教育委員会は、記念館の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、記念館の管理を指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により記念館の管理を指定管理者に行わせようとする場合の指定の手続等は、日進市公の施設に係る指定管理者の

<p>の指定手続等に関する条例(平成17年日進市条例第18号)の定めるところによる。</p> <p>(管理を行わせる業務の範囲)</p> <p>第17条 前条第1項の規定により<u>記念館等</u>の管理を指定管理者に行わせる場合における管理業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>記念館等</u>の施設等の維持、管理及び修繕に関する業務</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか<u>市長</u>が必要と認める業務</p> <p>(読替規定)</p> <p>第19条 第16条第1項の規定により<u>記念館等</u>の管理を指定管理者に行わせる場合においては、<u>第5条及び第6条の規定中「市長」とあるのは「市長の承認を得て指定管理者」と、第9条から第11条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この条例に定めるもののほか、<u>記念館等</u>に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>指定手續等に関する条例(平成17年日進市条例第18号)の定めるところによる。</p> <p>(管理を行わせる業務の範囲)</p> <p>第17条 前条第1項の規定により<u>記念館</u>の管理を指定管理者に行わせる場合における管理業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>記念館</u>の施設等の維持、管理及び修繕に関する業務</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>(読替規定)</p> <p>第19条 第16条第1項の規定により<u>記念館</u>の管理を指定管理者に行わせる場合においては、<u>第9条、第10条及び第11条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この条例に定めるもののほか、<u>記念館</u>に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(日進市展望塔岩崎城条例の廃止)
- 2 日進市展望塔岩崎城条例(昭和63年日進町条例第2号)は、廃止する。

令和 7 年第 1 回日進市議会定例会提出議案

議案第 18 号

日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

日進市長 近藤 裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市部設置条例の一部改正等により、業務の一部を教育委員会から市長部局に移管するため、日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 事務の所管を教育委員会から市長部局に移すことに合わせて、字句を改める。
- (2) 設置目的に、観光を加える。

日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条 例 第 号

日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例(平成27年日進市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置等) <p>第2条 市の文化財建造物である旧市川家住宅の保存及び活用を図るとともに、市民の教養、学術及び文化の発展に<u>寄与し、並びに観光及び郷土文化の振興に資することを目的として</u>旧市川家住宅を設置するものとし、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 市長は、旧市川家住宅が広く市民に親しまれる愛称を別に定めることができる。</p>	(設置等) <p>第2条 市の文化財建造物である旧市川家住宅の保存及び活用を図り、市民の教養、学術及び文化の発展に<u>寄与するため</u>旧市川家住宅を設置するものとし、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>日進市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>は、旧市川家住宅が広く市民に親しまれる愛称を別に定めることができる。</p>
(休館日) <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>が必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。</p>	(休館日) <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>が必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。</p>
(開館時間) <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>が必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。</p>	(開館時間) <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>が必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。</p>
(入場) <p>第6条 旧市川家住宅へ入場しようとする者(以下「入場者」という。)は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、旧市川家住宅に入場し、観覧することができる。</p>	(入場) <p>第6条 旧市川家住宅へ入場しようとする者(以下「入場者」という。)は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定にしたがい、旧市川家住宅に入場し、観覧することができる。</p>
(利用の許可) <p>第7条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>に申請して許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者(以下「利用</p>	(利用の許可) <p>第7条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>に申請して許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者(以下</p>

<p>者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、旧市川家住宅の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。</p> <p>(入場の制限及び利用の不許可)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入場を制限し、又は利用の許可をしないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)・(2) 略 (3) 旧市川家住宅の文化財的価値を損ない、<u>又は施設を損傷するおそれがあるとき。</u> (4)・(5) 略 (6) その他<u>市長</u>が適当でないと認めるとき。 <p>(入場者及び利用者の義務)</p> <p>第9条 入場者及び利用者は、この条例及びこの条例に基づく規則を守り、施設を善良な管理者の注意を<u>もって</u>利用しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(利用の許可の取消し等)</p> <p>第10条 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の許可を取り消し、利用の中止を命じ、又は利用の許可の条件を変更することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(4) 略 <p>(観覧料及び使用料)</p> <p>第11条 旧市川家住宅の入場者の<u>観覧料</u>及び利用者の施設の使用料は、無料とする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第14条 市長は、旧市川家住宅の目的を効果的に達成するために必要があると認めるとときは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、旧市川家住宅の管理を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>「利用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、旧市川家住宅の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。</p> <p>(入場の制限及び利用の不許可)</p> <p>第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入場を制限し、又は利用の許可をしないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)・(2) 略 (3) 旧市川家住宅の文化財的価値を損ない、<u>又は施設を損傷するおそれがあるとき。</u> (4)・(5) 略 (6) その他<u>教育委員会</u>が適当でないと認めるとき。 <p>(入場者及び利用者の義務)</p> <p>第9条 入場者及び利用者は、この条例及びこの条例に基づく規則を守り、施設を善良な管理者の注意を<u>もって</u>利用しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(利用の許可の取消し等)</p> <p>第10条 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の許可を取り消し、利用の中止を命じ、又は利用の許可の条件を変更することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(4) 略 <p>(使用料)</p> <p>第11条 旧市川家住宅の入場者及び利用者の施設の使用料は、無料とする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第14条 教育委員会は、旧市川家住宅の目的を効果的に達成するために必要があると認めるとときは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、旧市川家住宅の管理を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 略</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(管理を行わせる業務の範囲)</p> <p>第15条 前条第1項の規定により旧市川家住宅の管理を指定管理者に行わせる場合における管理業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか<u>市長</u>が必要と認める業務</p> <p>(読み替規定)</p> <p>第16条 第14条第1項の規定により旧市川家住宅の管理を指定管理者に行わせる場合においては、<u>第4条及び第5条の規定中「市長」</u>とあるのは「<u>市長</u>の承認を得て指定管理者」と、<u>第7条、第8条及び第10条の規定中「市長」</u>とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 この条例に定めるもののほか、旧市川家住宅の管理に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>(管理を行わせる業務の範囲)</p> <p>第15条 前条第1項の規定により旧市川家住宅の管理を指定管理者に行わせる場合における管理業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>(読み替規定)</p> <p>第16条 第14条第1項の規定により旧市川家住宅の管理を指定管理者に行わせる場合においては、<u>第4条及び第5条中「教育委員会」</u>とあるのは「<u>教育委員会</u>の承認を得て指定管理者」と、<u>第7条、第8条及び第10条中「教育委員会」</u>とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 この条例に定めるもののほか、旧市川家住宅の管理に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。